

## 川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱

平成 22 年 7 月 26 日

川交経第 140 号

川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程（昭和 38 年交通局規程第 8 号）において準用する川崎市公共工事の前払金に関する規則（昭和 38 年川崎市規則第 40 号）第 2 条に規定する中間前払金については、川崎市公共工事中間前払金取扱要綱を準用する。この場合において、同要綱中「川崎市公共工事の前払金に関する規則」とあるのは「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程（昭和 38 年交通局規程第 8 号）において準用する川崎市公共工事の前払金に関する規則」と、「市長」とあるのは「交通局長」と、「川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号。以下「契約規則」という。）」とあるのは「川崎市交通局契約規程（昭和 42 年交通局規程第 4 号。以下「契約規程」という。）」と、「契約規則」とあるのは「契約規程」と、「市」とあるのは「交通局」と、「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領」とあるのは「川崎市交通局建設工事低入札価格調査取扱要領」と、「契約規則第 6 号様式（川崎市工事請負契約約款）」とあるのは「川崎市交通局工事請負契約約款」と、「川崎市市長」とあるのは「川崎市交通局長」と読み替えるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 26 日から施行する。